
聖籠町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
聖籠町教育委員会

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第2章 基本的な方針	3
1. 本町の現状	3
2. 基本目標	3
第3章 業務量管理・健康確保措置の推進方針	4
1. 学校と教師の業務の3分類を踏まえた取組	4
2. 学校における措置の推進	7
3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	7
第4章 計画の推進と今後のフォローアップ	8
1. 計画の推進	8
2. 今後のフォローアップ	8
3. 計画の策定、見直しの履歴	9

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、よりよい教育を行うことを目的とし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条及び公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「国指針」という。）（給特法第7条第1項）等に基づき策定するものである。

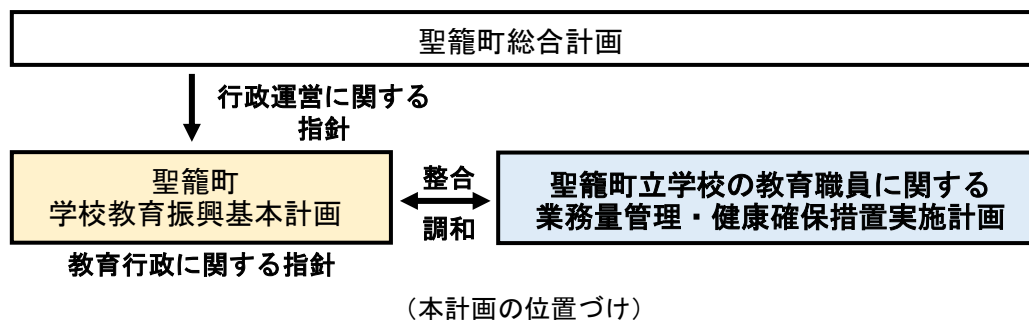
聖籠町学校教育振興基本計画（以下「学校教育振興基本計画」という。）では、激しく変化する社会の中で、信頼関係を結びながら自分の未来、家族の未来、地域の未来、さらに、県や国、世界の未来を創造していってほしいという思いを込め、「未来を創る子どもの育成」を本町の教育行政の将来像として掲げている。

この実現のためには、教育職員が心身ともに健康で、誇りややりがいを持って職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠となる。

本計画は、聖籠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、聖籠町、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、各種取組を推進していくために策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、給特法第8条に基づく法定計画であり、本町における教育行政の理念の実現に向けて、聖籠町総合計画や学校教育振興基本計画との整合・調和を図りながら、教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する指針とするものである。



3. 計画期間

本計画は、国指針において、令和 11 年度までの具体的な達成目標を掲げていることを踏まえ、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間を計画期間とする。

なお、国指針では、本計画に定める目標の達成状況や業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、把握し、その状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置の取組の改善、計画の見直しなどの必要な措置を講ずることとしている。

計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな課題の発生状況、第 3 章に掲げる業務量管理・健康確保措置の推進方針に基づく重点的な取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて柔軟に修正する。


第2章 基本的な方針

1. 本町の現状


本町では、県が策定した「働き方改革推進プラン」に基づき、学校教育振興基本計画において、①働き方改革に対する意識の醸成、②勤務状況調査を活用した対策強化、③教員の負担軽減を図るための人的支援の充実を掲げ、学校における働き方改革を推進している。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については、下表のとおりとなっている。

<時間外在校等時間の月平均時間（令和元年度と令和6年度）>

	令和元年度		令和6年度	
蓮野小学校	37.6時間		蓮野小学校	21.0時間
山倉小学校	31.0時間		山倉小学校	22.4時間
亀代小学校	40.0時間		亀代小学校	29.0時間
聖籠中学校	51.8時間		聖籠中学校	37.3時間

<1年間の時間外在校等時間360時間以内の割合（令和元年度と令和6年度）>

	令和元年度		令和6年度	
蓮野小学校	31.0%		蓮野小学校	80.8%
山倉小学校	42.3%		山倉小学校	82.1%
亀代小学校	21.7%		亀代小学校	64.0%
聖籠中学校	10.7%		聖籠中学校	28.6%

2. 基本目標

本町の現状及び国指針等を踏まえ、本計画において達成を目指す目標を以下のとおり設定する。

○ 時間外在校等時間に関する目標

1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間	30時間以内
------------------------------	--------

※算出方法：聖籠町立学校教育職員の時間外在校等時間総数÷（人数×月数）

第3章 業務量管理・健康確保措置の推進方針

1. 学校と教師の業務の3分類を踏まえた取組

国指針では、学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主任教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の3分類を、下記のとおり整理し、各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握する中で、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施することとしている。

<参考：国指針が示す業務の3分類>

◆ 学校以外が担うべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
③ 学校徴収金の徴収管理
④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
◆ 教師以外が積極的に参画すべき業務
⑥ 調査・統計等への回答
⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
⑩ 校舎の開錠・施錠
⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
⑫ 校内清掃
⑬ 部活動
◆ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
⑭ 給食の時間における対応
⑮ 授業準備
⑯ 学習評価や成績処理
⑰ 学校行事の準備・運営
⑱ 進路指導の準備
⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

本町においては、国指針に示される業務分類のうち、下記事項について、重点事項として取り組んでいく。

(1) 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類①関係）
＜現状維持・継続＞
 - ・ 地域住民による登下校時の見守り活動を継続する。
 - ・ スクールガードリーダーによる見守り活動や危険個所の点検を継続する。
 - ・ 町職員による巡回パトロールを継続する。

- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類②関係）＜現状維持・継続＞
 - ・ 町役場での休日・夜間等における事件、事故等の連絡受信体制を維持する。

- 学校徴収金の徴収管理（3分類③関係）＜現状維持・継続＞
 - ・ 学校給食費の公会計化を継続する。
 - ・ 学校給食費以外の学校徴収金の公会計化について、必要に応じて、検討を行う。

- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類④関係）
＜現状維持・継続＞
 - ・ 地域学校協働本部全体を統括する地域学校協働統括推進員と小中学校各校に配置する推進員による体制を維持する。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤関係）＜現状維持・継続＞
 - ・ 学校からの要請により、困難事案については教育委員会が対応し、法的な専門性が求められる事案については町の顧問弁護士等に相談できる体制を維持する。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（3分類⑥関係）＜現状維持・継続＞
 - ・ 調査・統計等に要する事務負担の軽減のため、保護者連絡システムの活用を継続する。
 - ・ 学校運営支援員の配置を継続する。

- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理（3分類⑦関係）
＜現状維持・継続＞
 - ・ ICT支援員の配置を継続する。

2. 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化・効率化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数を設定し、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図ること。
- ・ 当初の目的を再確認し、その目的に照らして、活動等が形骸化しているもの見直しを図ること。
- ・ 危機発生時における対応マニュアルを再確認し、全学校職員の共通理解の下で対応がなされるよう、定期的な研修を実施すること。
- ・ ICT 機器を積極的に活用し、校務の効率化を図ること。

3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間が連続した月で 80 時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導等を実施する。
- ・ ストレスチェックの実施率が 100%となるよう管理職に働きかけ、実施後の集団分析の結果等を活用できるようにする。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に働きかける。
- ・ 通年制の早出遅出勤務制度の活用を促進する。

第4章 計画の推進と今後のフォローアップ

1. 計画の推進

- (1) 本計画の推進に当たり、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が必要となることから、本計画及び業務量管理・健康確保措置の内容等について、広く周知する。
- (2) 教育職員の業務分担の見直しや適正化を図るに当たっては、町内部の関係部局や関係機関の協力を得ることが重要であることから、これら関係部局等との密接な連携を図ることとする。

2. 今後のフォローアップ

- (1) 保護者、地域の理解を促進するため、ホームページ、広報誌を活用し本計画の趣旨や内容、進捗状況を周知するとともに具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (2) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会において報告及び対策の説明を行う。
- (3) 総合教育会議において本計画の進捗状況を示すとともに、計画に基づく取組を推進するための予算措置を協議する。
- (4) 首長部局に対しても首長をはじめ全職員に対し本計画の趣旨や内容を周知する。
- (5) 様々な機会を捉え各学校に本計画を周知するとともに、管理職に対するマネジメント研修を実施するなど、教育委員会から各学校への支援を強化する。また、本計画に対する学校運営協議会での熟議等も踏まえつつ、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 「ストレスチェック」の実施率が100%となるよう管理職に働き掛け、結果を各学校と共有して改善策を協議する。
- (7) 本計画の内容に照らして課題が見られる学校及び教育職員があるときは、当該年度中の速やかな改善が図られるよう管理職への聞き取りを行うとともに支援・指導を実施する。

3. 計画の策定、公表、実施

<計画策定の経過>

年月日	内容
令和8年2月24日	○ 教育委員会定例会（2月） ・ 聖籠町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置基本計画（案）について審議
令和8年3月25日	○ 教育委員会定例会（3月） ・ 聖籠町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置基本計画（案）について審議・策定
令和8年3月25日	○ 総合教育会議 ・ 聖籠町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置基本計画の策定について報告

◆計画策定 令和8年3月25日

◆計画公表 令和8年4月 1日

◆計画実施 令和8年4月 1日

聖籠町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置基本計画

令和8年3月策定

聖籠町教育委員会

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

電 話 0254-27-2111（代表）

ファクシミリ 0254-27-2119

電子メール e-mirai@town.seiro.niigata.jp

ホームページアドレス www.town.seiro.niigata.jp